

「仮想通貨関連取引に係る自主規制基本指針」の一部改正について（案）

2020年3月19日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p align="center"><u>暗号資産取引業協会自主規制基本指針</u></p> <p>（目的） 第1条 本指針は、会員が行う暗号資産取引業に関し、遵守すべき基本指針を定めることによって、これらサービスの適切な実施を確保し、もって、その利用者等を保護することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 本指針及び本協会が別に定める規則における用語は、本協会が別に定める「自主規制定義集」に定めるものとする。</p> <p>（経営管理） 第3条 会員は、暗号資産取引業の健全かつ安定的な経営を行うために、次の各号に掲げる事項を経営管理の基本として定め、これら業務の実施のために必要な社内管理体制を整備しなければならない。</p> <p>(1) 取り扱う暗号資産、取引（暗号資産取引業に該当しない暗号資産関連取引を含む。）の特性、ビジネスモデル、業務内容、経営規模等を勘案の上、会員が暗号資産取引業を行うことにより生じ得る財務及び経営上のリスクを定期的かつ網羅的に検証し、評価すること。</p> <p>(2) 前号に基づき検証・評価した財務及び経営上のリスクに適時かつ適切に対応するための具体的な経営計画を定め、当該計画を遂行する上で必要な人的・物的資源を確保すること。</p> <p>(3) 前号に基づき策定した経営計画を遂行し、財務及び経営上のリスクを効果的に低減するための体制を構築すること。</p> <p>(4) リスクの再検証・再評価を通じて得られた経営課題を、以下の措置を講じるなどの方法により速やかに経営管理に反映すること。</p> <p>イ 経営計画の更新 ロ 更新後の経営計画を遂行するために必要な人的・物的資源の確保 ハ 更新後の経営計画を遂行し、新たな財務及び経営上のリスクを効果的に低減するための体制の構築</p> <p>(5) 前各号の履行の状況について、内部統制部門が適切にモニタリング・</p>	<p align="center"><u>仮想通貨関連取引に係る自主規制基本指針</u></p> <p>（目的） 第1条 本指針は、会員が仮想通貨関連取引の業務運営に関し遵守すべき基本指針を定めることによって、仮想通貨関連取引に関するサービスの適切な実施を確保し、もって、その利用者等を保護することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 本指針及び本協会が別に定める規則における用語は、本協会が別に定める「自主規制定義集」に定めるものとする。</p> <p>（経営管理） 第3条 会員は、仮想通貨関連取引に係る業務の健全かつ安定的な経営を行うために、次の各号に掲げる事項を経営管理の基本として定め、仮想通貨関連取引の実施のために必要な社内体制を整備しなければならない。</p> <p>(1) 取り扱う仮想通貨の特性、ビジネスモデル、業務内容、経営規模等を勘案の上、会員が仮想通貨関連取引を行うことにより生じ得る財務及び経営上のリスクを定期的かつ網羅的に検証し、評価すること。</p> <p>(2) 前号に基づき検証・評価した財務及び経営上のリスクに適時かつ適切に対応するための具体的な経営計画を定め、当該計画を遂行する上で必要な人的・物的資源を確保すること。</p> <p>(3) 前号に基づき策定した経営計画を遂行し、財務及び経営上のリスクを効果的に低減するための態勢を構築すること。</p> <p>(4) リスクの再検証・再評価を通じて得られた経営課題を、以下の措置を講じるなどの方法により速やかに経営管理に反映すること。</p> <p>イ 経営計画の更新 ロ 更新後の経営計画を遂行するために必要な人的・物的資源の確保 ハ 更新後の経営計画を遂行し、新たな財務及び経営上のリスクを効果的に低減するための態勢の構築</p> <p>(5) 前各号の履行の状況について、内部統制部門が適切にモニタリン</p>

<p>検証し、必要に応じて改善策を策定・実施するなど実効性ある内部統制を確保するために必要な体制を構築すること。</p> <p>2 会員は、前項の社内管理体制が有効に機能しているかについて、営業部門及び内部統制部門から独立した内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）をして、次の各号に掲げる体制を整備しなければならない。</p> <p>(1) 被監査部門におけるリスク管理状況等を把握の上、リスクの種類・程度に応じて、効率的かつ実効性ある内部監査計画を策定し、定期的にこれを見直すこと。</p> <p>(2) 内部監査計画に基づいて効率的・実効性ある内部監査を実施すること。</p> <p>(3) 内部監査で指摘した重要な事項を、遅滞なく内部管理部門及び取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告すること。</p> <p>(4) 指摘事項の改善状況を的確に把握すること。</p> <p>3 会員の経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、前項に基づく必要な社内体制等の整備を経営上の最重要課題として位置付けた上で、その実践のための具体的な方針の策定及び周知徹底について、誠実かつ率先して取り組まなければならない。</p> <p>(法令遵守等)</p> <p>第4条 会員は、前条に基づく経営管理の一環として、財務及び経営上のリスクその他関連法令等に対応するためのコンプライアンス体制を構築するものとし、かかる体制を具体的に実践するための計画（コンプライアンス・プログラム）及び行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル等）を策定しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項の実践計画や行動規範に関し、役職員への周知徹底を図り、十分に理解させるとともに、日常の業務運営において実践させなければならない。</p> <p>3 会員は、前条に基づく経営管理の一環として、第1項の実践計画や行動規範を定期的又は必要に応じて随時に評価及びフォローアップを行うものとし、必要に応じて改善策を策定・実施しなければならない。</p> <p>4 会員は、コンプライアンスに関する研修・教育体制を確立・充実し、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めなければならない。</p> <p>5 会員は、前条に基づく経営管理の一環として、前項の研修・教育体制を定期的又</p>	<p>グ・検証し、必要に応じて改善策を策定・実施するなど実効性ある内部統制を確保するために必要な態勢を構築すること。</p> <p>2 会員は、前項の社内体制が有効に機能しているかについて、営業部門及び内部統制部門から独立した内部監査部門（以下「内部監査部門」という。）をして、次の各号に掲げる体制を整備しなければならない。</p> <p>(1) 被監査部門におけるリスク管理状況等を把握の上、リスクの種類・程度に応じて、効率的かつ実効性ある内部監査計画を策定し、定期的にこれを見直すこと。</p> <p>(2) 内部監査計画に基づいて効率的・実効性ある内部監査を実施すること。</p> <p>(3) 内部監査で指摘した重要な事項を、遅滞なく内部管理部門及び取締役会その他これに準ずる意思決定機関へ報告すること。</p> <p>(4) 指摘事項の改善状況を的確に把握すること。</p> <p>3 会員の経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、前項に基づく必要な社内体制等の整備を経営上の最重要課題として位置付けた上で、その実践のための具体的な方針の策定及び周知徹底について、誠実かつ率先して取り組まなければならない。</p> <p>(法令遵守等)</p> <p>第4条 会員は、前条に基づく経営管理の一環として、財務及び経営上のリスクその他関連法令等に対応するためのコンプライアンス態勢を構築するものとし、かかる態勢を具体的に実践するための計画（コンプライアンス・プログラム）及び行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル等）を策定しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項の実践計画や行動規範に関し、役職員への周知徹底を図り、十分に理解させるとともに、日常の業務運営において実践させなければならない。</p> <p>3 会員は、前条に基づく経営管理の一環として、第1項の実践計画や行動規範を定期的又は必要に応じて随時に評価及びフォローアップを行うものとし、必要に応じて改善策を策定・実施しなければならない。</p> <p>4 会員は、コンプライアンスに関する研修・教育体制を確立・充実し、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に努めなければならない。</p> <p>5 会員は、前条に基づく経営管理の一環として、前項の研修・教育体制を定期的又</p>
--	--

は必要に応じて随時に評価及びフォローアップを行うものとし、必要に応じて改善策を策定・実施しなければならない。

(不祥事件に対する対応)

第5条 会員は、役職員に暗号資産取引業に関する法令に違反する行為又は暗号資産取引業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為(以下「不祥事件」という。)があったことを知った場合には、当該事実を知った日から2週間以内に、協会に対して、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 当該行為が発生した営業所の名称
- (2) 当該行為を行った役職員の氏名又は名称及び役職名
- (3) 当該行為の概要

2 会員は、前条に基づく法令遵守等に係る体制の一環として、不祥事件が発覚した場合には、速やかに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 社内規則等に基づく内部管理部門及び取締役会その他これに準ずる意思決定機関への迅速な報告
- (2) 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報
- (3) 内部監査部門による不祥事件の調査・解明の実施
- (4) 再発防止のための改善策の策定及び関係者の責任追及
- (5) 不祥事件によって影響が生じた利用者を保護するために必要な措置の実施

は必要に応じて随時に評価及びフォローアップを行うものとし、必要に応じて改善策を策定・実施しなければならない。

(不祥事件に対する対応)

第5条 会員は、役職員に仮想通貨関連取引に関する法令に違反する行為又は仮想通貨関連取引に関する業務の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為(以下「不祥事件」という。)があったことを知った場合には、当該事実を知った日から2週間以内に、協会に対して、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 当該行為が発生した営業所の名称
- (2) 当該行為を行った役職員の氏名又は名称及び役職名
- (3) 当該行為の概要

2 会員は、前条に基づく法令遵守等に係る体制の一環として、不祥事件が発覚した場合には、速やかに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 社内規則等に基づく内部管理部門及び取締役会その他これに準ずる意思決定機関への迅速な報告
- (2) 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報
- (3) 内部監査部門による不祥事件の調査・解明の実施
- (4) 再発防止のための改善策の策定及び関係者の責任追及
- (5) 不祥事件によって影響が生じた利用者を保護するために必要な措置の実施